

受験生の皆様へ

共立女子大学・共立女子短期大学

被災地（災害救助法適用地域）の受験生に対する「特別措置」について

共立女子大学、共立女子短期大学および共立女子大学大学院では、災害救助法適用地域にお住まいの受験生を対象に、全ての入試における特別措置を下記の通り行います。

詳細については、入試事務室までお問い合わせください。

記

1. 対象者

当該年度に災害救助法が適用された地域で被災された受験生

（出願後に被災された方を含む）

2. 対象となる入学試験

当該年度に実施するすべての入学試験

3. 特別措置

【入学検定料の免除】

- ・対象となる受験生が本学に出願する場合、入学検定料を免除します。
- ・出願手続きの際には、公的機関(市町村など)の発行する「罹災（被災）証明書」を添えて、入学検定料を振り込まずに出願書類を提出してください。
- ・なお、この措置を知らずに入学検定料を振り込んだ場合は、本学より入学検定料を返還いたしますので、入試事務室にお問い合わせください。

【入学金の免除】

- ・対象者が、入学試験に合格し入学手続きをする場合、公的機関(市町村など)の発行する「罹災証明書」の提出により、入学金を免除します。
- ・入学手続き時には、「罹災証明書」の提出とともに、入学金以外の納入金を納入してください。
- ・入学金の免除については、合格発表時に手続き方法の詳細を連絡します。

4. 入学後の学納金の減免措置など

- ・「共立女子大学・共立女子短期大学給付奨学金規程」に基づく申請により、当該年度の学費（授業料・施設設備維持費、実験実習料）の半額相当分もしくは状況に応じて全額相当分を上限金額として奨学金を給付します。
- ・奨学金を給付する期間は、当該年度限りですが、次年度以降も再出願することができます。

<問合せ先>

共立女子大学・共立女子短期大学 入試事務室

TEL: 03-3237-5656 FAX: 03-3237-5633